

平成29年度第1回白井市通学区域審議会会議録（概要）

- 1 開催日時 平成29年9月25日（月） 午後3時から午後4時30まで
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター 2階 研修室1
- 3 出席者 田代会長、渡邊委員、赤瀬委員、富澤委員、石毛委員、秋谷委員、鈴木委員、小泉委員
- 4 欠席者 石川委員、酒井委員
- 5 事務局 染谷部長、吉田参事、奥村主査、五十嵐主査補
- 6 傍聴者 3人
- 7 議題 ①白井第二小学校における通学区域の特例について（公開）
②その他
- 8 議事 以下のとおり

○事務局 出席に対する御礼、委嘱状の交付。

○教育長 あいさつ

○事務局 委員自己紹介、事務局職員紹介、配布資料の確認、白井市通学区域審議会についての説明、次第4. 会長の選任（推薦）。

○会長 あいさつ。

○事務局 通学区域審議会へ諮問をさせていただく。教育長から諮問文を会長へ手渡しする。

○教育長 退席

○事務局 次第6. 議題に移りたい。会長に議事をお願いしたい。

○会長 会議の公開・非公開の扱いについては、公開とする。

（傍聴者3名 入室）

○事務局 会議については、議事録作成の為、録音させていただく。会議録については、委員の氏名を伏せて公表する。

○会長 ただいまより、議事を進めてさせていただく。事務局より説明を求める。

○事務局 配布資料をもとに説明。

○会長 白井第二小学校における通学区域の特例について説明があり、今回、お諮りするの、次の2点になる。

1点目が、白井第二小学校において、小規模特認校制度を導入し、特例として市内全域を通学区域とすることについて。

2点目が、その条件等について、資料2、資料3の事務局案により実施することについて。それでは、1点目について、ご意見・ご質問を願う。

○委員 県内他市の状況について、実際には増えているのか。

○事務局 小規模特認校ということで、小規模校のよさを活かして募集等をするもので、大人数の増加というのは想定していない。大体どの市町村も各学年1名、2名位の人数が増えているところが多い。

- 会 長 1 学年、一人から二人位、学区外から来ているという、多少増えているという実例が、県内にはあるという状況。
- 委 員 教育委員会として、例えばベリーフィールドのあたりが、今、七次台と大山口小が相当増えていることから、区域の見直しについては考えていないのか。第二小学区に編入するような。
- 事務局 ベリーフィールドについては、西白井3丁目、4丁目七次台小学校区、1丁目2丁目大山口小学区となっている。平成25年に西白井3丁目、4丁目大山口小学区から七次台小学区へ変更しているが、ベリーフィールドから第二小学区への変更については、もともと第二小学区は、市内で一番大きな通学区域となっており、更に拡大することについては、距離があるので、今のところは予定していない。
- 委 員 検討はしていないのか。
- 事務局 第二小学校については富塚の一部から七次台小学校に通っている、それから平塚地区の一部から桜台小学校に通学しているという実態がある。そのような実態を踏まえて、今回提案させていただいているのは、学区の変更ではなくて、本来の学区の中にいる児童について、第二小学校へまずは戻ってほしいというのを一つの主眼にしている。これは、第二小学校の魅力をアップさせることで、できるだけ本来の学区へ通っていただきたい。既に通っている方々については、難しいところであるが、これから続く子どもたちには第二小学校区から外の学校区に行かないというのがまず一つ。そのためには魅力を上げる。それと併せて、小規模校化が進み、現在住まわれている幼児を換算していても、平成32年頃には、80人前後になってしまう。またそれを割込むという可能性もあるので、そこをまず、抑えなくてはならないということで、市内全区域から受け入れる体制をまずは造るということ。学区の変更については、そういった実態があるので、変更したからといって第二小学校に通うには、交通の便、安全対策、こちらの方が大変となるため、そこは今回検討していないということ。
- 会 長 他にご意見、ご質問等はないか。
- 委 員 もう一点。魅力を出すとは具体的にどのようにするのか。非常に難しいと思う。というのは、今、小学校に通っている子でも、学校を重視しているのか、それとも塾を重視しているのか等、色々な考え方があろうと思う。そういう中で、特例として認めるというのは、校長としてどうやってもっていきたいと思っているのか。とても難しいと思う。
- 委 員 自分としては、今年度から来て、ここ数年の中ではあるが、学力向上という言葉が、かなり多く取り組まれている。それと、小規模ゆえに、様々な体験活動が、本校ではできるというのが現実にある。実際に運動会を一つ取っても、子どもたちは多くの種目に参加できる。また、リレー一つ取っても、全員が選手として取り組める。その小規模のよさを前面に出して行きたいと思っている。PRの仕方については、ホームページや、回覧等で、周知しながら、本校の特

色というものを強く打ち出して生きたいと考えている。

○委員 学力向上について、具体的にどのような方策をとっているのか。

○委員 現在20人前後の学級が多いので、通常の定員が36人から40人という中でやっているの、まず空間が多く使える。教育環境というのは、まず教室の空間。それから教室と教室の間に大きな共同スペースがあり、そういったものをうまく使っていくと、今、教育界でいわれているユニバーサルデザイン化された環境というのが非常に造り易くなっている。例えば、教室の黒板がある前面は、刺激を少なくしたり、廊下側の子どもたちの作品の掲示については、その共同スペースで、先生方が必ず朱書きを入れて、誰もがみれる空間を造るといふかたちで、教室環境というものを造って進めている。他にも、授業自体が、例えば板しょう一つについても、各学年で共通してできるような部分をつくりながら進めている。

○会長 私の学校では、各学年、大体2クラスで30人と30人で計60人いるが、5・6年生に関しては、学力向上のために2クラスを3クラスにまとめ、教員を3人つけて、大体20人くらいで、算数の授業を行っている。要するに、少ない人数なので、一人の子に付く時間が単純計算で長くなる。そういった、いわゆる少人数の良さである、子どもに付き添える時間が長いというのも一つの少人数の魅力である。算数などでは、できるだけそういったかたちを取ることで、学力向上に繋げていくように取り組んでいる。

○委員 今、この文章の2番の中で、子どもの数を増やすことによって、魅力ある学校、特色ある学校という文言があるが、これは、私は逆かなと思っているが、いかがか。魅力ある学校、或いは学力向上、その他、ハードの分も、ソフトの部分も考慮に入れながら、具体的にこれから検討していくと思うが、魅力ある学校、パブリックリレーション、PR等たくさんしながら、発信しながら、募っていくことを考えると、この文言は逆じゃないかと思っている。子どもを増やすことによって特色を出すのではなくて、魅力ある学校を作ることによって子どもが増えてくるというように個人的には思っている。

○会長 魅力ある学校をつくることで、全学区、市内から集まるということですね。もっと学校の魅力をPRしながら、来年度の入学に向けて進めていただきたいというご意見ということによろしいか。

○委員 はい。一言で言えば、ちょっと遠くても行きたい、通わせたいと思われる学校をどう作っていくかということだと思う。

○会長 そのほかに、制度そのものに対するご意見、ご質問等はないか。

(意見・質問なし)

○会長 それでは他に質問等がなければ、採決を行いたい。

1点目の白井第二小学校において、小規模特認校制度を導入し、特例として市内全域を通学区域とすることについて賛成の方は、挙手をお願いしたい。

(挙手多数)

- 会 長 それでは1点目の白井第二小学校において、小規模特認校制度を導入し、特例として市内全域を通学区域とすることに決定する。
- 会 長 それでは、2点目の条件等について、資料2、資料3の事務局案により実施することについて、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いしたい。
- 委 員 資料3の卒業後の進路ってありますよね。ここに来る生徒は必ず、就学する中学校の指定は、住所地の通学区域にある中学校または、白井市立白井中学校とするとありますが、私立の中学校へ行きたいといった場合はどうするのか。
- 事務局 今回、第二小学校は、特例として、他の地区から受け入れられるような形としているが、中学校に進学する際は、本来の中学校が指定される。第二小学校へ小規模特認校制度により入った子については、白井中学校に進学できるということにしたもの。私立中学校に行きたいという希望があればもちろん行くことはできる。
- 会 長 第6条のところですね。中学校の指定はと書かれているところ以外はいけないという読み取りになってしまうということですよ。
- 事務局 学校教育法施行令第8条で公立学校の指定校変更のことが規定されている。指定学校以外の学校を希望するものは、指定校変更の申請をして市町村教育委員会が認めることによって指定校を変更できるとされている。できるということなので、私立学校については、公立学校ではなく、本人の意思で就学することができます。実施要綱の6条については、できるという表現ではなく、住所地の通学区域にある中学校または、白井市立白井中学校とするという限定的な言葉になってしまっているところがある。
- 委 員 わかりづらいので文言を整理していただきたい。
- 会 長 第6条については、誤解をしないような表現に訂正し、第二回目の審議会の際に、説明していただきたい。
- 会 長 あと、他にありますか。
- 委 員 資料2の6ページの小規模特認校就学申請書について。この中で就学の条件が先ほど5点あり、1年以上通学が可能なこととするということであったが、申請書については就学希望年月日が卒業までと書かれている。これは一度認められた人が、何度も毎年来て申請することが大変であるということで卒業までと書かれているのであれば理解はできるが、1年以上という条件で申請に来た人が卒業までなのですかと解してしまうと違ってきてしまう。この申請書については確認したほうがよい。
- 事務局 6ページの小規模特認校就学申請書の就学希望年月日については、5ページの指定学校変更申請書の表現に合わせて訂正する。
- 会 長 終わりの卒業までというのを取って、いつからいつまでというかたちに訂正するということですね
- 事務局 はい。

○会 長 他にご意見、ご質問等は。

(意見・質問なし)

○会 長 それではここで、資料2、資料3の事務局案の中で意見が出たのが、資料3の2ページ目の第6条の卒業後の進路については、文言を整理していただきたいということと、資料2の6ページの小規模特認校就学申請書の就学希望年月日の卒業までを何年何月何日までと一部訂正するというかたちで意見が出ました。

2点目の条件等については事務局案を一部修正のうえ実施することについて賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

○会 長 それでは、2点目の条件等については事務局案を一部修正のうえ実施することに決定する。

以上、二つの議題のほかに、その他ということで委員の皆さまから何か意見はないか。無いようであれば、これで議事を終了する。

なお、本日の審議会に対して、教育長から諮問をいただいたので、今日の皆様のご意見を取りまとめ、事務局の方で、答申案を作成し、次回10月26日の3時から2回目の審議会を開催するので、また、答申案についてのご意見をいただきたい。

それでは、皆様のご協力によりまして議事運営スムーズにできましたことについて皆さまに感謝申し上げます。

(議事 終了)

○事務局 以上で白井市通学区域審議会を終了する。

次回の第2回通学区域審議会は、10月26日(木)午後3時に開催する。場所はこの同じ場所となる。後日、改めて通知をするのでよろしくお願いしたい。以上で終了させていただく。